

登録教習機関の登録区分の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 49 条の規定による技能講習業務の一部休止の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号
第 63 号
- (2) 登録教習機関の名称
一般社団法人浜松労働基準協会
- (3) 登録教習機関の代表者 会長 箕輪匡文
- (4) 登録教習機関の住所
静岡県浜松市中央区 1 - 3 - 6 浜松イーストセブン 205 号
- (5) 登録教習機関の事務所の名称及び住所
同上
- (6) 休止する登録区分
63-11 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
- (7) 業務休止年月日
令和 7 年 8 月 1 日
- (8) 休止期間
令和 7 年 8 月 1 日～令和 10 年 12 月 5 日

令和 7 年 9 月 3 日

静岡労働局長